

南大隅町子育て支援特別手当支給条例
平成25年6月12日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、南大隅町民として出生した子どもの誕生を祝福し、その養育者へ子育て支援特別手当(以下「手当」という。)を定期的に支給することにより、次世代を担う子どもの健やかな成長を促し、南大隅町に居住する子育て世代の生活を長期かつ継続的に支援し、少子化対策に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において住所を有するとは、南大隅町の住民基本台帳に登録され、居住の実態のある者をいう。

2 この条例において養育者とは、子どもを養育する父母又はその祖父母とする。これらの者がいない場合においては、町長が認める者をいう。

(支給要件)

第3条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 子どもが誕生時において南大隅町の住民基本台帳に登録され、かつ養育者が子どもの誕生時において南大隅町に住所を有することを確認したとき。

(2) 第3子及び第4子以降に係る手当を支給したのち、次回の支給基準日まで子ども及びその養育者が引き続き南大隅町に住所を有しているとき。

(支給の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しないものとする。

(1) 申請時に支給対象となる子どもが生存していないとき。

(2) 出生届を提出する前に養育者が転出の届出をしたとき。

(3) 子どもの世帯が町税や負担金、使用料等を滞納しているとき。

(4) その他町長が手当を支給することが適当でないと認めるとき。

(手当の支給基準日及び支給額)

第5条 手当の支給基準日及び支給額は次のとおりとする。

支給基準日	手当支給額			
	第1子	第2子	第3子	第4子以降
第3条第1号に該当するとき	50,000円	100,000円	100,000円	200,000円
1歳到達時(第2回目)			100,000円	200,000円
2歳到達時(第3回目)			100,000円	200,000円
3歳到達時(第4回目)			100,000円	200,000円
4歳到達時(第5回目)			100,000円	200,000円

(支給申請)

第6条 手当の支給を受けようとする者は、支給基準日以降、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(支給の時期)

第7条 町長は、手当の支給を決定したときは、速やかに手当を支給するものとする。

(手当の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により手当を受けたものがあるときは、手当を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(南大隅町新生児誕生祝金支給条例の廃止)

2 南大隅町新生児誕生祝金支給条例(平成17年南大隅町条例第173号)は、廃止する。(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の南大隅町新生児誕生祝金支給条例(以下「廃止前の条例」という。)の規定により平成25年3月31日までの間に申請のあった誕生祝金の支給については、なお従前の例による。

4 平成25年4月1日以後において廃止前の条例の規定により申請のあった誕生祝金については、この条例の相当規定により申請があった手当とみなす。